

日本学生支援機構奨学金 「在学猶予願」の提出

在学猶予を申請しない場合、貸与終了後 7 か月目に返還が始まります

対象者

下記の全てに該当し、在学中の返還猶予を希望される方。

- ✓ 日本学生支援機構奨学金を貸与終了済の方(辞退含む)
- ✓ 進学・留年等により 2024 年度に（引き続き）本学に在学する方
- ※ 標準修業年限を超えて在学する方は、毎年提出が必要です。
- ※ 2020 年 4 月以降に適用可能な在学猶予期間は通算 10 年間までとなりました。

手続き スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出

スカラネット・パーソナル（スカラ PS） <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

- 学校番号： 104013-01（法科大学院以外）
104013-60（法科大学院）



スカラ PS

●入力項目

	在学（猶予）年数・月数	願出事由
新たに大学院に進学した方	在籍する課程の標準修業年限を入力 (例：修士課程進学者は 2 年) ※	「進学」を選択
	※ IPP 社会人 1 年コースの方等は「1 年」になります。 ※ 予約採用の場合、「進学届」提出時に以前貸与を受けた奨学生番号を入力すれば、「在学猶予願」を提出しなくても標準修業年限まで返還期限が猶予されます。	
標準修業年限を超えて在学している方	「1 年 0 か月」と入力 事情にかかわらず 1 年ごとに提出	休学・留学等の事情にかかわらず 「留年」を選択
前年度で貸与辞退した方	標準修業年限までの年月数を入力 (例：学部 2 年終了時に辞退した場合、「2 年 0 か月」と入力)	標準修業年限内であれば 「辞退」を選択

提出期間

※4 月初旬は手続きできません

2024 年 **4 月 15 日（月）～4 月 30 日（火）**

問合せ先

一橋大学学生支援課奨学事業係（国立西キャンパス本館 1 階） ※窓口は月～金（祝日を除く）8:30～17:15

TEL：042-580-8139 E-mail：scholarship@ad.hit-u.ac.jp